



こんにちは、松本市役所建設部維持課です。

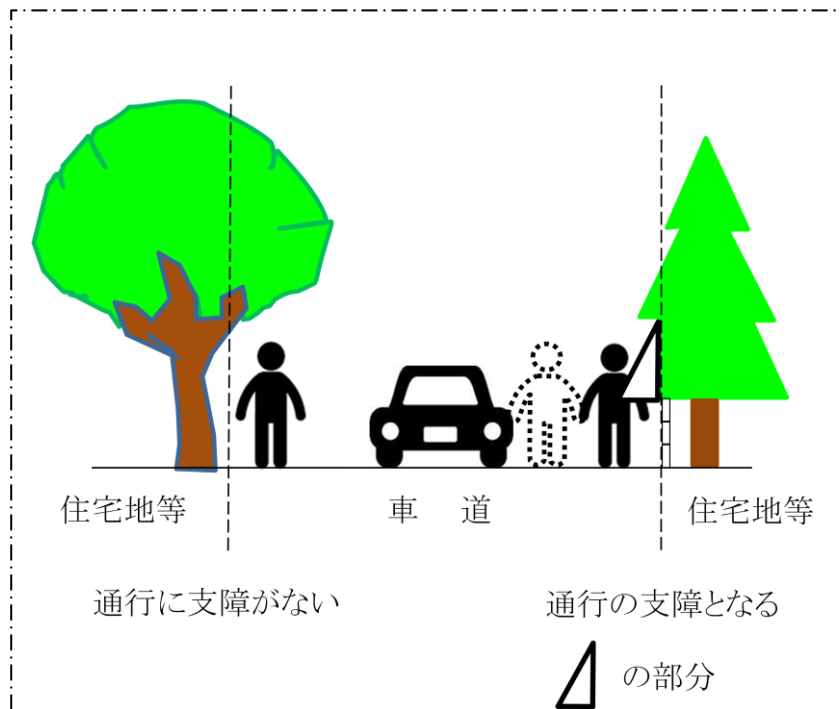
「みどり」が本格的に芽吹く季節となりました。そこで、「いじか通信第5号」で道路へ張り出した枝切りをお願いをしましたが、市民の皆様からご意見をいただいたことも踏まえ、改めて補足をお願いします。

住宅地等の生垣や植木の「みどり」は私たちの生活に潤いを与えてくれる大切なものです。しかし、せっかくの「みどり」が、私たちの道路通行の支障となってしまう場合がありますので、剪定をお願いします。

例えば、以下の場合です。

歩行者が道路を歩いていて、張り出した生垣等を避けないと通行できない。(下図参照)

この場合、歩行者は道路の中央寄りを歩くため、通行している自動車と接触する恐れがあり、大変危険です。



住む人、歩く人、自転車・自動車を通る人にとって快適な生活と、「みどり」が共存できるようご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

松本市役所 建設部 維持課 管理担当
 ☎ 34-3019 FAX 33-2939

